

成形伸縮目地工業会規格

成形伸縮目地材 解説

この解説は、「成形伸縮目地工業会規格」に規定した事柄及びこれに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

I. 制定の趣旨 防水層の上面に保護コンクリート仕上げ層を設ける場合、保護コンクリートのムーブメントを緩衝させ、パラペットの押出しや防水層の破断を防止する目的で、伸縮目地材が従来から使用されている。

伸縮目地材は、旧来はアスファルトコンパウンドを用いた注入目地材が使用されていたが、1973年（昭和48年）頃より省力化や工程短縮が可能であるために成形伸縮目地材の使用が汎用化傾向を示し、現在では注入目地材の使用はまれとなり、成形伸縮目地材の使用が一般化している。

1982（昭和57年）、成形伸縮目地工業会では、成形伸縮目地材の規格を制定したが、これは、当時市場で発売されていた最も一般的なタイプについて形状面での規定をしたものである。その後、市場の要求の変化に合わせて成形伸縮目地材の開発改良が行われた結果、従来の規格では十分な対応が難しくなってきた。

今回、成形伸縮目地工業会では、建築物の防水層の上に打設する保護コンクリートに用いる成形伸縮目地材の形状や品質を分類し、本来の目地機能が保持されること、および一般のユーザーが選定し易くすることなどを目的として、従来の規格を見直し、現在の技術範囲における規格に改訂した。

II. 制定の経緯 成形伸縮目地工業会では、工業会内部に成形伸縮目地材（以下 目地材と称す）の規格を改訂する機運があったこと、またユーザーからも運用に支障のない目地材の規格に改訂して欲しい旨の要望があったことなどにより、工業会会員それぞれの代表的な製品を2～5種類ずつ選び、これらに対して現在判明している技術範囲において、目地材の備えるべき性能を重点的に抽出して調査を行なった。

今回改訂した規格の基本的な構成要件は、次に示す①～⑦とした。

- ①用語
- ②形状による区分（付着タイプ、アンカータイプの2種類に区分）
- ③用途による区分（高さ可変型、高さ固定型の2種類に区分）
- ④品質規定
- ⑤寸法および許容差
- ⑥試験方法
- ⑦表示方法

III. 審議中特に問題となった事項 審議中、特に重点的に議論をした事項とその結果などを次に示す。

(1) 形状による区分

現在生産されている目地材を形状の違いにより、1類（付着タイプ）、2類（アンカータイプ）の2区分とした。

保護コンクリートのムーブメントに目地材が追従できないと、保護コンクリートとキャップの間に隙間が生じてこの間に砂やごみが入り込み、目地材本来の機能である緩衝効果が低下したり、草が育成しその根が防水層を貫通して漏水事故を発生させたりすることがある。これらの不具合を防止するために、伸び性能が大きくて保護コンクリートとの付着性に優れた非加硫ブチルゴム層をキャップに備えたものや、保護コンクリートに対するアンカー効果を発揮する突起をキャップに備えたものなどが生産されている。これらの製品

は、目地材自体も保護コンクリートから飛び出しにくい構造となっており、さらに付着層を備えたものは保護コンクリート上の排水効果も大きいため今後の普及が予想されるので、ユーザーの利便に供するためそれぞれ1類と2類に適用した。

- 1類 付着層を備えたキャップを有する目地材で、規定の品質を満たすものとした。アンカー部の有無はどちらでも良い。
- 2類 アンカー部を備えた目地材で、規定の品質を有するものとした。

	1 類	2 類
付着層の有無	有 り	無 し
アンカー部の有無	どちらでも可	有 り

尚、1類及び2類に属さない目地材を選定する場合は、当事者間で十分な協議を行って、施工法と目地機能を納得した上で適用されることが望ましい。

- (2) **用途による区分** 現在一般的に多く使用されている目地材は高さ固定型であるが、今後は高さ可変型が適用される場合が多くなると予想される。そのため、高さ可変型について、高さ可変範囲を規定し、併せてキャップとベースの必要な最低限度のかぶり長さも定め、目地材がより便利に使用され、確実な施工が出来るようにした。

さらに高さ可変型では、目地材両側の保護コンクリート相互の隔離が完全に行われることを目的として、施工現場での作業手順を勘案し、まず最初にベースが確実に下地に設置されるよう、ベース幅を規定した。

- (3) **品質** 目地材の備えるべき機能に関する試験項目を選定するために、温度条件の変化に対応可能な性能、および長期の耐久性に関する性能を把握することが大切で、目地材としての性能が合理的かつ効果的と認められる試験項目の選定に議論を重ねた。

品質に関する規定を形状による区分と対応させた理由は、目地材の圧縮試験および引張試験を行うと、応力-歪曲線が示す傾向と、目地材の形状および構成要素とに相互関係が有ることが判明したためである。

IV. 制定の詳細

1. 適用範囲 適用範囲は、防水層の上面に保護コンクリートを設ける場合に適用する目地材に係わるものである。本来目地材の適用区分としては、屋根以外に屋内のホール、広場、大規模な浴室・厨房などがあり、又表面に石・タイル、煉瓦などの仕上げ材が施工される場合も含まれるが、今回の規格の検討には、屋根を対象とした目地材を主体とした規格の制定を行った。

また、備考に示されるように、単位及び数値は国際単位系（SI単位）による数値だけを規格値とし、{ }に示す数値は、従来単位による参考値とした。

2. 種類 種類は、形状による区分と高さの可変が可能な用途区分を行った。

形状の区分としては、1類、2類の区分を行い、それぞれ類別の形状による構成要件を定めた。

高さ可変型は、目地材とベースが一体化したもの、または目地材とベースを組み合わせて使用するものに限定して、「必要な最低限度のキャップのかぶり長さ」、「必要な最低限度のベースのかぶり長さ」および「高さ可変範囲」の規定を設けた。